

庄内地域交流活動支援事業費補助金について

1 目的

庄内地域の団体が庄内地域内外の交流等により、地域の活性化、地域課題の解決等を図る取組みや活動を促進し、庄内地域の活力を高めることを目的とします。

2 補助対象団体

交流活動により庄内地域の活性化や地域課題の解決を図る取組みを展開し、次の各号のすべてに該当する団体とします。

- (1) 規約等を有し、かつ代表者の定めのあるもの
- (2) 庄内地域に住所地、勤務地又は通学地を有する者を団体の構成員に含むもの
- (3) 会計経理が明確であるもの

3 補助対象事業

令和5年度内に完了する事業で、次の各号のすべてに該当する事業とする。

- (1) 庄内地域の団体（住民組織、企業、NPO等）が庄内地域内外の交流により、地域の活性化や地域課題の解決を図るもの
- (2) 長期的な視点に立った継続した取組みが期待できるもの

※ 施設等の整備、単なる備品等の取得を事業の目的とするもの、会議の茶菓代等の食糧費は補助の対象となりません。

※ 前年度に庄内地域交流活動支援事業費補助金の交付決定を受けた団体による同種の事業は、補助の対象外となります。

4 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業の実施に伴う収入を控除した額（以下「補助基準額」という。）の2分の1以内の額（当該金額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額。）とし、15万円を上限とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、20万円を上限とします。

- (1) 事業申請時において、補助対象団体の構成員の半数以上が15歳以上40歳未満の者である団体（若者が主体となる団体）が行う事業
- (2) 関係人口の拡大を促進する事業（県外の多様な人材が地域づくりに参画することが期待できる事業）

5 交付申請の提出期限

予算の範囲内で随時受け付けます。

6 採択方法

書類審査により採択を決定しますが、事前にお問い合わせくださるようお願いいたします。

7 その他

詳細は、令和5年度庄内地域交流活動支援事業費補助金交付要綱に定めます。

HPアドレス：<http://www.pref.yamagata.jp/337001/kurashi/chiiki/kasseika/koryusien.html>

<担当>山形県庄内総合支庁

〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1

総務企画部総務課 企画調整担当 佐藤 聡

TEL 0235-66-5439 / FAX 0235-66-2835